

JSTの知財集約制度について（2020年度の運用）

【趣旨】

大学等の知財のうち、技術移転やイノベーション創出の期待が持てるが大学等単独では保有困難な特許（特許を受ける権利を含む）について、出口を見据えJSTが譲受（これを「知財集約」といいます。）し、大学等と協力しながら積極的な活用促進を図ります。

【制度概要】

目的	対象	時期	対価	その他
JST保有特許の補強によるJST特許ポートフォリオの強化	JSTが行う委託研究事業*の成果による発明以外 * 未来社会創造事業、戦略的創造研究推進事業、研究成果展開事業など	出願前（原則） (JSTで強い特許出願にすることを企図)	1) 譲受時の対価はありません（原則無償譲渡）。 2) 実施料収入があった場合には、その50%を配分します。	全部譲渡のみです。 (機関側の持分は放棄していただきます。)

【知財集約の方針】

1. 対価

- (1) 譲渡時は、原則無償でお譲りいただきます。
- (2) 実施料は、特許実施による収入が発生した場合、譲渡人に対し、JST収入の50%を配分します。※1,※2

※1：譲渡人が大学等機関の場合、発明者への還元は、大学等機関の規定により大学等機関が実施するものとします。

※2：特許実施以外の事由により生じた収入については、当該収入を得るために要した経費を控除した金額の50%を配分します。

2. その他

- (1) 集約対象はJSTが厳選します。
- (2) 出願前集約でJSTが国内特許出願した場合、外部有識者を含む委員会においてPCT出願が認められなければ、当該国内出願特許も放棄します。

【お問い合わせ先】 〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ

科学技術振興機構 知的財産マネジメント推進部 知財集約・活用グループ

TEL : 03-5214-8486 FAX : 03-5214-8476 E-mail: shuuyaku@jst.go.jp